

差別事象等一覧（令和3、4年度）

資料3

事象種別	事象分類	年月日	場 所	発見者	内 容	対 応
その他(アンケート)	同和問題 外国人	令和3年12月7日	就学に関するアンケート	教育政策課職員	教育政策課が実施した就学に関するアンケートの自由見聞に、「多少土地が高くてはまだ「マシ、」な校区内に家を買ったのに、どこからも好きな学校を選べますって意味がわかりません。ただでさえ、部落や外国人に手厚く、普通の日本人には後回しにしている八尾で自由校区にしたら八尾に住む魅力なんてゼロどころかマイナス」との記述があった。	アンケートは無記名であり、個人を特定した啓発等を行うことはできないが、制度の趣旨を正しく理解してもらえるような人権の啓発につながる文言を、今後、配付予定のチラシに記載するなど、制度導入にあたっては、様々な機会を捉えて周知・啓発を行う。
落書き	同和問題	令和4年1月15日	市営住宅集合ポスト	市営住宅居住者本人	市営住宅〇号館1階にある集合ポストにおいて、「チラシお断り」と書いた紙をA宅の郵便受けに貼っていたが、その貼り紙に「〇〇ノクセニ」と書かれていた。	老人センターに利用登録をしていたAから、老人センター職員に連絡があり、発覚。 老人センター職員から人権コミュニティセンター職員に連絡後、現場確認を行い、遮蔽。あわせて人権政策課職員にも連絡を入れる。 後刻、人権政策課職員と人権コミュニティセンター職員で再度現場を確認し、落書きされたチラシを撤去した。
発言	外国人	令和4年3月12日	市内路上	学校教職員	部活動の移動中に生徒が広がって信号待ちをしていたところ、同じく信号待ちをしていた通りすがりの人から、信号待ちの仕方について注意を受けた際に、チームを代表して引率教員とともに謝罪した外国にルーツのある生徒に対して「お前、日本人ちゃうやろ」という発言があった。	教職員が差別性について指摘をしたところ、また学校へ連絡をするということで立ち去られたが、その後、発言者からの連絡はない。
発言	同和問題	令和4年6月7日	市内老人福祉施設	市内老人福祉施設職員	市内小学校3年生が地域学習の一環で市内老人福祉施設を訪問。 担任教諭と介助員も同行したが、当該介助員が施設職員に対して、「ほんまやったら言うたらあかんけど、〇〇地域の人は〇〇地域がこわいから施設を使わない。」等と発言。施設職員は、子ども達に聞こえてはいけないと思い、それ以上発言しないよう制止した。	職員から翌日に通報があったため、発覚。 同日午後、校長及び教頭が当該介助員に対し、事実関係の聴き取り調査を実施。 当該介助員の発言は、差別発言にあたること指摘し、当該介助員に反省を促した。 その後、校長が職員に会い、謝罪し、再発防止に努めることを伝えた。 なお、子どもに聞こえていないか心配したが、そのような様子はその後の様子や感想文からもないが、継続して見守りすることとした。
発言	外国人問題	令和4年6月24日	市内金融機関窓口	父親本人	小学校に子どもを通わせる外国籍の父親が、日本語の話せる同国籍の知り合いを連れて、校納金口座を作るため金融機関口座窓口を訪問した。 その際、窓口職員から「日本語がわからない人は口座が作れない。通訳も知人ではなく身内を連れて来てほしい。」と言われ、断られた。 保護者が小学校に相談し、小学校から金融機関側に内容確認の電話をするも、同様の回答があった。	結果的には、小学校の校長が金融機関窓口に同行し、誓約書に署名することで口座の申請を受け付けてもらうことができた。 保護者と通訳者には学校長から聞き取りを行った。金融機関本店に対しては、人権政策課・人権教育課で聞き取りを行い、発言について「外国人お断り」ともとれる発言であり、合理的配慮に欠けていると指摘。 再発防止に向け、金融機関で下記3点を実施することとなった。 ・本店が同支店に詳細を確認し、正しい対応を指導。 ・9月に実施する研修で、今回の内容を全支店で共有。 ・外国人が口座をつくるために何ができるか、という視点に立って、外国人相談窓口とも連携して支援をしていく。

発言	同和問題	令和4年7月13日	電話	人権政策課 職員	「仕事の都合で八尾市に転入する予定がある。インターネットで保育園のことを調べており、検索していたところ、〇〇は部落と書いてあったがそうなのか。市として部落と認識しているのか教えてほしい。」と発言があった。	職員が、なぜそのような問い合わせをするのか、また、差別につながる発言であることを指摘し、名前と連絡先を確認したが、拒否され、電話を切られた。
----	------	-----------	----	-------------	--	--